

アルケイアー記録・情報・歴史―
第一号 二〇〇七年三月 三五―七八頁
南山大学史料室

南山大学インターナショナル・デイヴィジョンの
開設と終焉

―日米高等教育関係史についての一試論―

林 雅代

The Opening and the Closing of Nanzan University International
Division, 1953-1962:
Essay on the History of the Interrelationship between
Japanese and American Higher Education

HAYASHI Masayo

archeia: documents, information and history

No.1 March, 2007 pp.35-78

Nanzan University Archives

南山大学インターナショナル・デイヴィジョンの開設と終焉

—日米高等教育関係史についての一試論—

林 雅代

はじめに

南山大学インターナショナル・デイヴィジョン (Nanzan University International Division、以下I.D.と略す)は、主として名古屋周辺に駐留する米国軍人・軍属に対して教育機会を提供する機関として、一九五三年一〇月五日に開設された。第二次世界大戦後の日本で、米国軍人が軍務に従事しながら、高等教育を受ける機会を提供した機関としては、管見の限りでは、米軍の教育部のほか、カリフォルニア大学エクステンション (University of California, University Extension) 、メリーランド大学極東部 (University of Maryland Far East Division) 、上智大学国際部 (Sophia University International Division) が存在した。I.D.は、そうした機関の一つであった。

これらの教育機関については、これまでの高等教育研究の中ではほとんど触れられてこなかった。ごくわずかに言及がみられるのは、I.D.と同様の教育機関として発足した上智大学国際部であり、自校史に基づき日本における大

学開放の試みの一環として論じられているほか、留学生教育史・日本語教育史などにおいても取り上げられてはいる。⁽²⁾けれども、I.D.を含めたこうした教育機関は、おそらくその特異な性格および史料的な制約から、日本の高等教育の中核的な問題としてではなく、むしろ例外的あるいは周辺的な問題として扱われてきており、日本の高等教育史上、より本質的で重要な位置づけを与えられうるべき存在としては考えられてこなかったのである。

しかしながら、近年の日本の高等教育政策の転換との関連でなされてきたいくつかの研究は、日本の高等教育史、米国の高等教育史、および日米高等教育関係史における、これらの教育機関の、より一般的な歴史的意義を示唆するものであるように思われる。その一つは、米国の連邦政府による大学生の経済的支援政策について論じた犬塚典子の研究である。犬塚の議論の焦点は学生に対する経済支援の問題にあり、本稿の関心とは直接的には関連しないものの、一九四九年に日本の高等教育機関のいくつかが一九四四年退役軍人援護法」(Serviceman's Readjustment Act of 1944)の適用を受けたことが言及されている。⁽³⁾後段で論じるように、I.D.が「一九五二年退役軍人援護法」(Serviceman's Readjustment Act of 1952)の適用を受けたのは一九五六年のことであったが、日本の高等教育機関にとって「退役軍人援護法」の適用が持っていた意味を明らかにする上で、I.D.についての検討は必要不可欠であろう。⁽⁴⁾

また、これに関連して、「退役軍人援護法」の運用に当たり、退役軍人管理局による同法適用の対象となる教育機関の選定を通じて、米国高等教育におけるアクセレディテーション・システム(資格認定制度)の発達が促進されたことが、金子忠史や前田早苗らにより指摘されている。⁽⁵⁾一九九一年の文部省の大学設置基準の大綱化以降、注目を集めるようになったアクセレディテーションの概念やシステムに関しては、占領中の一九四七年に連合国軍最高司令官総司令部民間情報教育局の指導の下で、アクセレディテーション機関として、大学基準協会が設立された過程を、

田中征男が分析している。⁽⁶⁾そこでは、大学基準協会の設立は、戦前期における文部省による中央集権的な高等教育統制の変革という、戦後日本の文脈において行われたとされている。筆者は、そのような分析に異議を唱えるものではない。けれども、日米の高等教育システムの狭間に置かれてI.D.で学んだ人々と、I.D.という存在にとって、アクレディテーションとは本質的な問題であったことを思うとき、日本における大学基準協会設立の過程を理解する上で、大衆化の局面や、退役軍人など非伝統型の学生の受け入れという多様化の局面に直面していた、当時の米国高等教育にとつてのアクレディテーション問題をも、考慮に入れる必要があるのではないだろうか。

このような問題意識に基づき、本稿は、I.D.の実態や、それが日本および米国の高等教育史、日米高等教育関係史に持つ含意を明らかにする作業の端緒として、まずは南山大学史料室および南山学園史料室が所蔵するI.D.関係史料から、特にI.D.の制度的変遷に関する側面を素描することとする。

一 南山大学インターナショナル・デイヴィジョン開設の経緯

I.D.は、一九五三年一〇月五日に開設されたが、その経緯を明らかにする史料として現在確認できる最も初期のもの、一九四九年一〇月一八日付のアロイジウス・パッへ学長(Aloysius Pache, S.V.D.)から米国連邦教育省に宛てられた書簡の草稿である。⁽⁷⁾これには、米国第五空軍より、一九四九年九月二三日付で、小牧・守山など名古屋周辺地域に駐留する米国軍人に対する大学の授業提供の依頼があったことや、在日の民間米国人より同様の要望が出されていることが言及されており、南山大学を米国連邦教育省が発行するAccredited Higher Institutions⁽⁸⁾ブリストンにリストするよう求める内容となっている。また、民間教育情報局のアランデル・デルレ(Arundel del Re)⁽⁹⁾や

第五空軍の教育部の関係者と懇意であるとも記されている。このころ、上智大学で国際部が発足しており、パッへの書簡草稿の内容との関係が推測される。パッへのこの書簡に対する回答と思われる、米国連邦教育省高等教育局長ジョン・ラッセル(John Dale Russell, Director, Division of Higher Education, Federal Security Agency, Office of Education)からの一九四九年一月三〇日付の返信は、同ブリテンが、米国内の教育機関をリストするものであるとして、パッへの要求を断る一方で、退役軍人管理局による認定を要望する場合は、在日米国領事館や、民間情報教育局高等教育顧問のウォルター・イールズ(Walter C. Eells)に連絡するとよいとの示唆を与えている⁽¹⁰⁾。このほか、名古屋周辺の米国空軍基地で発行されていたと思われる*The Nagoya Nugelet*紙には、南山大学が米国連邦教育省によるアクレディテーションを受けて授業が提供できるよう、南山大学関係者、ジョン・カールフィールド少佐(Major John J. Caulfield JR., Staff I&E Officer, Fifth Air Force Headquarters)、第五空軍教育プログラム局長アーネスト・ホール博士(Dr. M. Ernest Hall, Education Program Director for Fifth Air Force)が検討中であることが報じられるなど⁽¹¹⁾、一九四九年一月中旬にI.D.開設の計画が進められていたことをうかがわせる史料がある。しかしながら、一九四九年一二月から一九五三年八月までの動きを示した史料は、現在のところは確認できていない。

I.D.の開設に向けて、具体的な動きが実際に起こったのは、確認できる史料の限りでは、一九五三年九月以降である。このうち、もっとも日付の早いものは、一九五三年九月一八日付の、I.D.開設のための打ち合わせ会のメモである⁽¹²⁾。このメモには、I.D.の授業料や開講曜日、履修登録カードなどについての記載があることから、これらについて議論がなされたと推測される。また、一九五三年九月一八日付でパッへ学長より木村太郎文学部教授に宛てて、翌一九日に学長室でI.D.にかかわる教員や職員による会合を開催するという通知が出されている⁽¹³⁾。これらの史料を総

合すると、I.D.開設は既に一九四九年に議論されていたにもかかわらず、一九五三年一〇月の開設直前に非常に慌ただしく準備されたと推測される。また、開設の事務的な手続きに南山大学側では、総務部長のパウロ・チャプリツキー文学部教授 (Paul Czapliski, S.V.D.)、学長秘書室職員の瀧田慎吉、文学部の猪俣文治 (助手)、細井次郎 (教授)、今川憲次 (教授) が関与していたことや、パツへ学長がI.D.開設に積極的であった様子⁽¹⁴⁾がうかがわれる。

I.D.開設に向けての事務的な動きが進行する一方で、一九五三年九月二九日開催の大学評議会において、I.D.の開設がパツへ学長より提案された。文学部教授会で承認済みの事項であるとしながら、⁽¹⁵⁾パツへは開設の理由として、米国側からのこれまでの援助に報いること、これにより国際的な雰囲気が高めること、財政的な面でプラスになること⁽¹⁶⁾の三つを挙げた。また、ドイツ語・フランス語・スペイン語の語学コースと、英文学および教育哲学の五コースを開講するという、I.D.の概要が説明された。質疑応答の中では費用の問題、I.D.の運営に当たる教員には、今川が部長代理 (assistant dean) として責任を持ち、その補佐 (assistant) に猪俣、米軍との連絡に当たる者はチャプリツキーとすること、などが説明された。また、一般の日本人学生にも開放してはどうかという意見や、I.D.の南山大学での位置づけについて質問があり、なお研究を要するとの要望もなされたが、I.D.の開設そのものは承認された形となった。⁽¹⁶⁾これにより、日本の学校教育法上の位置づけや、南山大学の正規の課程との関係があいまいなまま、I.D.は発足したのである。

二 アメリカ・カトリック大学との Affiliation と「一九五二年退役軍人援護法」の適用

米軍人・軍属を受け入れ、英語による授業を実施し始めた I.D. であったが、I.D. で取得した単位が、受講生の米国帰国後の米国高等教育機関への編入学時に、認定されるのかどうかという問題が存在した。こうした問題への対応として模索されたのが、南山大学とアメリカ・カトリック大学との Affiliation である。⁽¹⁷⁾ つまり、南山大学が、同じ神言会の経営するアメリカ・カトリック大学と提携 (affiliate) することにより、I.D. の学生が取得した単位を、アメリカ・カトリック大学の単位とみなすことを可能にし、それによって、その後別のアメリカの大学への編入学を容易にするという方策が考案されたのである。

この方策が考えられ始めたのは、史料からは一九五五年のことと推測されるが、一九五五年の Affiliation 推進の動きは、史料上はいったん途絶える。その約一年後、米国帰国後にカリフォルニア大学への編入学を申請した、元 I.D. 受講生の単位の妥当性について、カリフォルニア大学入試課長スピント (H. A. Spindt, Director of Admissions of the University of California) からアメリカ・カトリック大学へ問い合わせがなされた⁽¹⁸⁾ことを契機に、⁽¹⁹⁾ Affiliation に向けての手続きが本格的に開始した。Affiliation の推進に当たったのは、南山大学側ではチャプリツキーおよびパツヘであり、アメリカ・カトリック大学では事務局長のディフェラーリ (Roy J. Deferrari)、またシカゴの神言会スカラシップ・プログラム局長のウィリアム・フィッツギボン (William E. Fitzgibbon, S.V.D.) であった。⁽²⁰⁾ フィッツギボンは、カリフォルニア大学からの問い合わせに応じて、パツヘに、カリフォルニア大学スピントからディフェラーリへの書簡、およびディフェラーリからフィッツギボン宛の書簡のコピーを送り、またアメリカ・カトリック大学の Affiliation プログラムのための質問紙を送付した。⁽²¹⁾ これに対してパツヘは感謝の意を伝えるとともに、早

速質問紙への回答を準備していること、およびカリフォルニア大学に対してディフェンダーが回答できるよう、南山大学のブリテン (Bulletin of Information) を送付すると伝えている。⁽²⁴⁾

ディフェンダーによれば、Affiliationの手続きは質問書に回答するという簡単なものであり、費用もほとんどかからないことであつた。⁽²⁵⁾ 質問書は、大学の目的、入学手続き、教員一覧、カリキュラム、図書館・研究所、卒業基準、課外活動などについての記述を求めるものであつた。チャプリツキーは、職階、学位および取得年・取得機関、教育経歴、担当科目、授業以外の担当業務、出版物について回答するよう、南山大学の教員に対して質問紙を送り、回答を得た。⁽²⁴⁾ その回答に基づき、アメリカ・カトリック大学に送付する申請書類も作成された。⁽²⁵⁾

また、Affiliationへ向けての動きと平行して、「一九五二年退役軍人援護法」の適用に向けての動きも進んだ。一九四九年のI.D.設立にかかわる動きが起こっていたとき、米国連邦教育省からは、Accredited Higher Institutionsブリテンにリストできないことへの代案として、退役軍人の受け入れ機関としての認定についての示唆はあるものの、⁽²⁶⁾先に述べたように、一九四九年段階でのI.D.開設の動きは立ち消えとなつていた。一九五五年以降のAffiliation問題に関しても、当初は「一九五二年退役軍人援護法」については触れられておらず、どの時点から、Affiliation問題と「一九五二年退役軍人援護法」の適用とが関わりを持つようになったのかは、不明である。だが、一九五六年以降のAffiliation⁽²⁶⁾は、朝鮮戦争に動員された者を対象とする「一九五二年退役軍人援護法」に基づく、退役軍人受け入れ機関としての認定を前提として進められていた。そのため、Affiliation申請手続きと並行して、退役軍人受け入れ機関としての認定申請も行われ、後者については九月一二日に認可が通知された。⁽²⁷⁾

ところが、米軍退役軍人受け入れ機関としての認可が下りたにも関わらず、本来の目的であつたアメリカ・カトリック大学とのAffiliationの手続きは、ローマの神言会総本部からの認可の留保によつて滞りを生じることとなつ

た。アメリカ・カトリック大学との Affiliation については、一九五六年一月八日開催の大学評議会、南山学園理事会の承認および神言会総本部の認可を経た上で実施とする、との条件付で承認された⁽²⁸⁾。Affiliationは、翌日の理事会で承認を得たものの、Affiliation手続きの進行を一時保留とすることが、一月八日の大学評議会で、沼澤喜市副学長 (S.V.D.) から説明された。その説明は以下のようである。理事会での承認後、南山大学から神言会総本部に許可を求めたところ、ちょうど同じころに、ドイツ滞在中のパツへからも、この件に関して総本部へ照会がなされていたようで、これに対して総本部からパツへに宛てて神言会総会の意向を記した文書を送るとともに、その写しが南山大学にも送付された。総本部としては、Affiliationによって南山大学にいかなる義務が生じるかが不明であり、また日本の国民感情も考慮しなくてはならないこと、またその後の状況の変化により、Affiliationの必要性が薄らいだため、この件については注意を要することであった。そのため、Affiliationの申請は当分延期することと決定し、その旨アメリカ・カトリック大学に通知したと同時に、パツへにも伝えることとする、というものであった⁽²⁹⁾。

南山大学が Affiliation についての神言会総本部からの指示を待っている間に、重大な動きが起こった。一九五七年一月一八日の大学評議会臨時会議において、この一月に神言会日本管区長となったヘルマン・ベルテルスベック (Hermann Bertelsbeck, S.V.D.) が南山学園理事長となること、沼澤副学長を学長に任命すること、パツへ学長は三月一〇日ごろ帰国することが伝達されたのである⁽³⁰⁾。一九五七年四月一日には沼澤が学長に就任し、三月二〇日に最後の卒業式を済ませたパツへ前学長は、四月二六日に帰独した⁽³¹⁾。パツへは、学長退任の間際まで I.D. のことを気にかけており、その申し送り事項の中でも、I.D. の今後について言及している。それは、米国神言会のラルフ・タイケン神父 (Ralph Tyken, S.V.D.) が、米国の信徒の軍人子弟のために、南山大学での学位取得が容易になるよう尽

力し、Affiliationを推進してきたため、Affiliation保留に対して神言会総本部に抗議した。また、アメリカ・カトリック大学のデイフェラーリからも同様の抗議がなされた。南山大学I.D.の組織を上智大学のそれに準じたものとし、南山大学での子弟の学位取得を望む米国信徒の期待を背負ったラルフの顔をつぶさないようにするべきだ。米国人のアルフォンス・ハッツェ (Alphonse Hotze, S.V.D.) に担当させてはどうか、という詳細なものであった。⁽³²⁾

バツヘが学長を辞した後、チャプリツキーはその意思に従い、南山大学内でのI.D.の位置づけを明確にし、Affiliationを推進しようとする積極的な動きを示した。まず一九五七年四月一日付で、チャプリツキーは大学評議会宛ての文書で、I.D.の学内組織としての格上げを要求した。⁽³³⁾ 一方、神言会総本部に対しても、Affiliationを許可するように要望する書簡を送った。⁽³⁴⁾ 総本部が、Affiliationについて否定的な姿勢を示していたことは、すでに述べたが、これは一九五六年一月二日の神言会総本部の会議で検討され、国をまたいだ形でのAffiliationが問題を起こしうるとの懸念から、Affiliationを許可するかどうかの結論が出ず、そのまま持越しとなっていたのである。⁽³⁵⁾ Affiliationを前提に米国退役軍人受け入れ機関の認可が既に下りていたことにより、肝心のAffiliation推進の停滞に対して、チャプリツキーは相当に焦りを感じていたものと思われる。

神言会総本部からAffiliationの認可が下りないことに苛立ちを感じていたのは、チャプリツキーばかりではなかった。米国留学中のアルベルト・ホルト教授 (Albert Bold, S.V.D.) からも、Affiliation推進の忠告が沼澤学長宛になされたため、フーベルト・フラッテン (Hubert Flatten, S.V.D.) とアントン・レンメルヒルト (Anton Lamerhirt, S.V.D.) 各教授らの協力も得て、これについてさらに研究して、神言会総本部への回答を作成することに決定し、評議会には後日結果を報告することとなった。⁽³⁶⁾

最終的には、一九五七年七月三日付の神言会副総長クロース (H. Kroes, S.V.D.) から沼澤宛の書簡で、

Affiliationの承認が伝えられた。⁽³⁷⁾このことは、沼澤からチャプリツキーに伝えられ、その後チャプリツキーからアメリカ・カトリック大学デイフェラーリに宛てて、神言会総長カッペンベルク (Alois Grosse Kappenberg, S.V.D.) の承認が得られたので、Affiliationのための申請書類を書き上げるつもりである旨、連絡している。⁽³⁸⁾

だが、これ以後Affiliationに関わる史料は途絶えており、大学評議会の議事録にも関係する議題を見ることはできない。そのため、アメリカ・カトリック大学とのAffiliationが最終的に結ばれたのかどうかは、定かではない。これは、一九五七年初めから秋にかけて、南山大学におけるI.D.の存在そのものが問われる事態が発生し、Affiliation手続き以上の大きな問題となったためではないかと推測される。

三 南山大学I.D.の運営をめぐる諸問題の発生とその対応

南山大学が、アメリカ・カトリック大学とのAffiliationについての、神言会総本部からの指示を待っていたころ、I.D.の一学生の「卒業」に関わる問題が発生した。ここではその学生を、A氏と呼んでおくことにしよう。一九五六年夏より在籍していた米国現役軍人のA氏が、南山大学「卒業」直前の一九五七年初めごろ、東京へ異動が決まったことから、問題は始まった。チャプリツキーは、沼澤副学長に対して、一九五七年二月一八日付文書で、A氏が経済学士号取得可能な単位をそろえてはいるものの、「卒業」に必要な残り一二単位の取得が東京異動によりかわないため、卒論と試験によって単位を認める旨提案した。⁽³⁹⁾この提案に対して、社会科学部長の田中藤一郎教授は、二月二一日付で、沼澤副学長に対して、この提案を拒否する回答を示した。南山大学には経済学部・経済学科が存在しないため、経済学士号を授与する根拠がないこと、学則では専門科目で六〇単位必要とするところを二四単位

しかないこと、単位不足を試験によって補うことは南山大学では認められていないこと、が理由である⁽⁴⁰⁾。A氏は、パツへ学長が学位授与を約束したと主張していたようである⁽⁴¹⁾。これに対して、いったんは沼澤副学長からチャプリーツキーに対して、単位免除を認める旨回答された形跡がある⁽⁴²⁾。しかしながら、学則によらない形で学位授与を認めるといふやり方に対する、学内からの批判は強かったため、最終的に学位授与という形での決着が付くまでに以後五ヶ月を要することになるのであるが、A氏問題を通じて、南山大学におけるI.D.の位置づけや運営の現状の問題点が浮上することになった。

一九五七年四月に入り、沼澤学長体制となると、新年度最初の大学評議会である四月八日の評議会から、I.D.に関する検討が本格的に開始されることになった。(二)で既に論じたように、この評議会開催に先立つ四月一日付で、チャプリーツキーは評議会に宛てて、I.D.の学内組織としての格上げを要求する文書を提出している。この要求文書は四月八日の評議会資料として開示され、I.D.の位置づけは、この会議での主要な議題の一つとなった。チャプリーツキーの説明は、次のとおりである。この秋から米軍が名古屋付近から撤退との風聞は事実ではなく、第五空軍の本部がハワイに移転するのみであり、I.D.受講生の減少は考えられず、むしろ組織の改善や広報によって受講者数増も考えられる。経済的には一科目につき受講者が三、四人あれば収支は合い、受講生が帰国後に南山大学の良い評価を伝える効果も期待できるため、米国神言会のラルフ神父を助けることにもつながるだろう。I.D.の単位がアメリカの大学で認められなかった例は聞いたことがなく、経済学士号授与は無理にしても教育学士号の授与は可能である。従来は授業の提供のみであり、履修登録も小牧や守山の米軍のオフィスが取り扱ってきたため、学士号を出せなかったが、近い将来には、南山大学の「学生」として直接登録を行うことになるだろう。上智大学の場合は、アロイスウス・ミラー神父(Aloysius J. Miller, S.J.)が、こうしたプログラムを渡米して研究したのち、帰国して国際部

の部長 (Dean) となって運営しており、評判がよい。上智大学の場合、外国人学生を対象とする部を作ることに
ついて、文部省は関知しないと、在籍者数のみ報告の義務を負わせてきている、と。⁽⁴⁴⁾ このようなチャプリツキー
の説明ののち、外国人学生も南山大学の一般の学生と同様に受け入れればよいのではないか、学位を望む者につ
いては必要単位を取得した場合のみとすれば問題はないが、学士号を取得しうる授業を限定する必要は当然ある、と
いった議論がなされ、I.D. について検討する委員会を設置し、I.D. の存続の可否や担当者の問題、経営の問題などにつ
いて再検討することと決定した。⁽⁴⁵⁾

これにより、I.D. に関する再検討を行う委員会の委員の人選が進められた。委員の決定は二転三転し、最終的に一
九五七年五月一四日起案により確定したと思われる委員会のメンバーは、パウロ・チャプリツキー、ペータ・フェ
ンネ (Peter Venne, S.V.D.)、木村太郎、田中藤一郎、長坂源一郎、稲垣良典、船橋興一、田北耕也、アルフォン
ス・ハツツエ、今川憲次の一〇名の教授および講師であった。⁽⁴⁶⁾ この委員会の任務は、I.D. の課程について根本的な再
検討を行うというものであった。⁽⁴⁷⁾ 残念なことに、この委員会の議事録は所在が確認されておらず、この委員会が実
際にどのような任務を果たしたのかは定かではない。

沼澤学長は、A氏問題への具体的対応のみならず、I.D. の位置づけや運営を今後どうしていくべきかを、南山大学
内のみでは処理しきれない問題であると考え、東京の日華文化研究所にいたハツツエに、上智大学国際部の状況を
確認の上、南山大学のI.D.をどうするべきかの意見を求めると同時に、⁽⁴⁸⁾ 学長秘書室の瀧田慎吉に東京出張を命じて、
上智大学国際部について直接情報収集を図ろうとした。⁽⁴⁹⁾ そして、A氏問題が、I.D. の学内での位置づけや運営方法の
あいまいさに起因すると見た。ところが、こうした根本的な問題の解決に向けて、沼澤学長が取り組もうとした矢
先に、I.D. 学生に関わるもう一つの問題が発生したのである。ここではそれを、B氏問題として、見ていくことにし

よう。

それは、一九五四年にI.D.に在籍していたことのあるB氏が、南山大学の入学許可を得ているとして、米国で日本行き査証発給を申請したことに始まる。これについて、一九五七年八月二〇日付で、文部省から南山大学教務課長宛に、法務省入国管理局より、B氏の入国申請を許可してよいかの問い合わせが文部省にあったため、入学を許可しているのならその選考方法、入学する学部・学科・学年、保証人の住所・氏名・職業を回答するようにとの問い合わせがなされた。⁽⁵⁰⁾これに対して、南山大学藤木敦實教務部長（文学部教授）は、B氏に対して正式の入学許可は与えていないが、一九五四年五月より六月までの二ヶ月間、I.D.の聴講生であった旨、回答した。⁽⁵¹⁾回答後の九月四日付で、文部省から今度は、法務省入国管理局から送付されてきた書類の写しを添付の上、「International Division」とは、学校教育法で定められた大学の課程かという問い合わせがなされた。⁽⁵²⁾この問い合わせに対しては、外国人で聴講生の資格で南山大学に設けられた科目を履修する者を、学内の取り扱いの便宜から、I.D.の学生と呼んでいる、と回答がなされた。⁽⁵³⁾

こうして、文部省からの問い合わせに対しては当座の回答で済ませたものの、いよいよ学内的にI.D.の位置づけを明確にし、その運営を透明化する必要性が高まった。A氏問題がI.D.学生の「卒業」判定に関わる問題であったとすれば、B氏問題はI.D.学生の「入学」手続きに関わる問題であった。文学部教授直井豊が、外国人学生全般に関する規則や、特にI.D.在学生を念頭に置いた外国人学生に関する臨時措置内規の制定に当たり、一九五七年九月一二日付で規則案が作成された。⁽⁵⁴⁾

一九五七年九月一七日の大学評議会では、I.D.の教務関係事務をチャブリツキーの担当から、教務課に移管し、学部長や教務部長の関知しない入学許可証明などの発行を防ぐために、I.D.関係の公文書はすべて教務課を通じて行う

ことにする、という学長報告がなされた。また、直井の立案による「外国人学生に関する規則案」が審議された。規則案に対しては、この規則と学則との関係を明確化する必要性が指摘されたほか、米国軍人については例外規定を設ける必要性や、名称を「国際部」ではなく「インターナショナル・ディヴィジョン」とすることなどが議論された。まずは、本科学生として入学を許可するために委員会を設けて選考することが決定されたが、規則そのものについては継続審議となった。⁽⁵⁵⁾

一九五七年一〇月二一日開催の次の大学評議会では、直井は規則案の修正案を提出した。そこでは、前回評議会の審議で指摘された学則との関係について明記すること、入学者の資格として学則の定める入学資格を持ち、当該国の政府や出先機関の委託生、または日本国の入国許可を得たものであるとする原案の条文を削除すること、上智大学にならない、また在学中のI.D.学生の一般的理解に基づき、学士号取得に必要なI.D.学生の最低在学年数を一年、専門科目二四単位とすること、という三点を修正点とした。しかしながら、審議の結果、直井の修正案は撤回を余儀なくされた。というのも、そもそもこの規則の目的は、外国人学生を正規の学生として取り扱うことであるにもかかわらず、修正案はI.D.学生についての例外規定を盛り込む点、南山大学と米軍との約束という、評議会の関知していなかった事項を既定の事実として取り入れようとしている点、例外規定を設けることで文部省から問題の指摘を受ける危険性があり、このような例外規定を設けることは、I.D.問題をA氏問題の発生以前に後退させるものである点で、審議に値しないとされたためである。⁽⁵⁶⁾

だが、米軍との契約や受講生が在籍している現状をふまえると、I.D.の存在を前提とする規則を設けざるを得ないというのが、実情であった。一九五七年一二月二日開催の大学評議会では、米国現役軍人については特別の扱いをする内規を設けることとし、九月一二日付の「外国人に関する規定案」については、いくつかの修正や削除を行う

ことで可決した。⁽⁵⁷⁾

規則の作成と平行して、沼澤学長は、当時在籍していたI.D.学生に対して、南山大学での卒業所要取得について周知徹底する必要性を感じ、これを教務部長に命じた。⁽⁵⁸⁾ I.D.での最低在学年数と最低取得必要単位数を確定するために、I.D.運営委員会が一〇月二三日に開催され、⁽⁵⁹⁾ 転勤の多い軍人が学士号を取得する便宜を考えて、専門科目を三〇単位とすれば問題を生じないとの合意を得、学長の指示に対する報告書が作成された。米国軍に軍籍を有する者に限っては、卒業に必要な単位を一二四単位（うち体育科目四単位）とし、そのうち卒業論文四単位を含む三〇単位は専門単位として南山大学で取得しなければならない、とするものである。その際、米国軍に軍籍を有する者とは現役軍人を指し、退役軍人は含まないこと、専門単位とは、専門科目中の専攻科目のことを指すとの合意がなされた。⁽⁶⁰⁾

最後に、I.D.学生の取り扱いについては、外国人学生に関する規則の作成過程で内規を作成することとしたため、削除された部分を中心に内規が作成され、一九五七年一月九日開催大学評議会でも報告され、了承を得た。この内規では、米軍の委託を受けた者のために特別学科としてI.D.を設け、その運営には、各学部長・教務部長・学生部長・学生の専攻する学科目の学部長、その他の教職員からなる「インターナショナル・デイヴィジョン運営委員会」が当たることと規定した。⁽⁶¹⁾

こうして、I.D.の運営は、チャプリツキーを中心とした数名の学内関係者がもつぱら行うものから、専門委員会を設けた形へと変化した。⁽⁶²⁾ しかしながら、その後の運営は必ずしも円滑ではなく、依然としてチャプリツキーを中心とした数名によってなされている、という不満や不信感が、委員の間ではくすぶっていた。⁽⁶³⁾ それがあらわになったのが、一九五九年初頭のことであり、I.D.の抜本的改革の必要性が改めて提起されることとなった。

四 南山大学 I.D. の抜本的改革とその終焉

I.D. の運営は、委員会組織によって行われるようになったものの、米軍との交渉は依然としてチャプリツキーが担当していた。⁽⁶⁴⁾ 一九五八年末段階で I.D. 運営委員会委員長であった、文学部長エルヴィン・ヤーン教授 (Erwin Yahn) は、I.D. 運営委員会が十分に機能していないことに、いらだちを募らせていたようである。⁽⁶⁵⁾

一九五九年一月二六日開催の大学評議会において、ヤーンは、I.D. の廃止、ないしは再編成の必要を提案した。⁽⁶⁷⁾ 添付資料に即した提案理由は、次のようである。つまり、外国では日本の I.D. に相当するものは存在しないはずだが、上智大学が実例を示し、文部省もこれを認めている。しかし、名古屋では軍人がほとんどおらず、将来的に増加する見込みもないという状況である。こうした外国人学生を教育する機関として現在の I.D. は不十分であるため、本年六月をもって廃止したい。もし I.D. を存続させるとすれば、再編成が必要である、と。また、口頭での補足説明では、I.D. 運営委員長である自分には、外国人学生の扱いに関して何の権限も与えられず、チャプリツキーが一人で処理していることを問題として指摘し、入学に当たっての書類に自分は目を通したことがなく、まったく相談がなかったとの不満が述べられた。続く審議の中では、I.D. 運営委員会の委員も、また経理部長、人事部長など I.D. 運営に関するはずの部局の関係者も、I.D. の運営の実態についてほとんど状況を把握できていない旨の意見が相次いだ。I.D. 運営委員会が期待された機能を果たし得ていないとの認識が共有され、外国人学生全般の問題を正式にかつ公正に処理することを目的として、I.D. 運営委員会よりもさらに強力な委員会を、学長が設置することが決定された。⁽⁶⁸⁾

こうして、「外国人学生に関する研究委員会」の設置が、一九五九年一月二六日付で起案された。職能としては、米国軍人を含む外国人学生の本学在学に関する問題全般について根本的に研究し、その適切・妥当な取り扱い方法

を立案し、大学評議会に報告するというものである。委員会は、委員長としてエルヴィン・ヤーン教授、委員にはパウロ・チャプリツキー、アルフォンス・ハツツエ、ペータ・フェンネ、直井豊各文学部教授、および伊藤孝一・長坂源一郎各講師、および稲垣良典助教が任命された。⁽⁶⁹⁾

外国人学生に関する研究委員会は、第一回の会合を一九五九年二月四日に開催した。⁽⁷⁰⁾出席者は伊藤を除く七名の委員であった。最初に委員長ヤーンより切り出されたのは、I.D.の現状、特にその在籍資格に関わる問題であった。I.D.学生に関する「外国人に関する臨時措置内規」に従えば、米国軍人に限定されるのではないかというヤーンの問題に対して、チャプリツキーは、当初から「家族 (dependents)」も含まれていたと回答した。チャプリツキーはまた、この規則が民間人 (civilian) については言及していないと述べた。ヤーンは、現行の規則では、一般の外国人は入学させるべきではないと主張し、チャプリツキーと真っ向から対立した。チャプリツキーと直井は、現在入学している外国人学生は、「暫定的 (provisionally)」に許可して入学させているとして譲らなかつた。しかしながら、I.D.には、根本原則の確立が必要であることではおよその合意が得られ、そのためのI.D.の現状確認や国際基督教大学の例の紹介、卒業証書授与の問題などが議論された。最終的に、委員会の続行が決定され、この会議は終了した。⁽⁷¹⁾

二月四日の会議終了後、委員の一人であった稲垣は、委員長ヤーンに当てて「外国人学生に関する研究委員会の活動についての意見」を提出するとともに、学長秘書室にも提出して、ヤーンも同意見のため、意見書での提案を実行に移したいとの意向を伝えた。この意見書は、二月四日開催の委員会の状況をふまえ、特定の委員に発言が偏らず冷静に議論ができるよう、また大学評議会に対して、この問題の審議に必要な資料を提供するため、各位委員に討議すべき重要問題を包括する質問書を送ることを提案するものであった。これには、質問書の試案も添えられ

であった。そして、I.D.の賛成者も反対者も自分の主張の正しさを確信しているため、この問題の今後の決定は、政策上のものでなければならず、大学の態度を速やかに明確にする必要があると付言されていた。⁽⁷²⁾

稲垣のこの提案に基づき、ヤーンは一九五九年二月六日付で、委員会の各委員に対して、質問書を送り、後日各委員の回答が寄せられた。⁽⁷³⁾これらはヤーンによって集約され、一九五九年三月一九日開催の委員会で審議された。このときの出席者は、ハツツエ、伊藤を除く六名であった。まず、ヤーンより、回答の概要が述べられ、委員会の意見として学長に提出すべき事項の審議手順を確認した後、審議に入った。議論では、I.D.運営に直接携わる直井から、現状を擁護する発言も見られたものの、基本的には現状に問題が多く、手続きの透明性の必要性がある点で合意が得られた。最後に、委員会は任務を果たしたとして、解散を学長に進言することを決定した。⁽⁷⁴⁾

外国人学生に関する研究委員会の結論の報告は、一九五九年三月二八日開催大学評議会においてなされたが、外国人学生の取り扱いについては規則制定の必要もあるため、審議は次回に延期とされた。⁽⁷⁵⁾その後、ヤーンは、委員会对する質問書の回答の概要をまとめた資料を添付して、沼澤学長に委員会の結論を報告した。⁽⁷⁶⁾この報告書での委員会の結論は、一〇の提言にまとめられ、I.D.は維持されるべきではあるが、その運営については、コストの考慮や学内での位置づけの明確化、学長任命によるより強力な組織体制、より厳密な入学許可・履修登録・単位付与・卒業判定の手続きの確立、良質なコースの提供というものであった。

I.D.学生の取り扱いが審議されたのは、それから二ヶ月以上のちの、一九五九年六月二二日開催の大学評議会においてであった。まず、直井豊から、六月一五日開催の「外国人学生に関する委員会」⁽⁷⁸⁾の報告がなされた。それは、ヤーンとチャプリツキーの間で、I.D.の運営に関して意見の一致が得られなかったため、受講者の身分が長期にわたって不定である状況を解決するための臨時措置を取るという提案であった。その内容は、暫定的に勉学を認めてい

た外国人学生の単位を南山大学の単位として認めること、これらの学生のうち希望するものは、一九五九年度九月より学部学生として認めること、外国人学生の指導は学長秘書 (Secretary General of the Office of the President) が当たるものとする、学士号を得ようとする者は、日本語の講義を理解するに足る日本語の知識がなければならぬ、というものであった。審議では、この措置に対する疑義も提起されたものの、この提案は在学中の I.D. 学生に対する臨時措置として可決された。⁽⁷⁹⁾

こうして、当時 I.D. に在籍していた外国人学生は、正規の学生として南山大学の組織に組み入れられる措置がなされることになった。一九五三年一〇月の開設から六年ほどにわたって運営されてきた南山大学 I.D. は、ここでいったんその幕を閉じたのである。

チャプリツキーに代わり、ハツツェが新たに学長秘書として I.D. の担当者 に任じられ、厳密に米国現役軍人のみを受け入れる機関として再編された I.D. は、その後もしばらく存続したようである。⁽⁸⁰⁾

ハツツェ体制の下で、I.D. がどのように運営されていたのかは判然としない点も多いが、南山大学史料室や南山大学史料室に保存されている、ハツツェ体制となって最初のものと思われる I.D. のコース案内のガリ版刷り文書は、新制 I.D. についての手がかりをいくつか与えてくれる。⁽⁸¹⁾

一九六〇年一二月五日付で完成し、米国現役軍人に配布されたと思われる、一九六一年春学期のコース案内には、I.D. で開講可能なコースのリストや担当者、開講曜日時間帯、費用、最低受講者数が記載されている。注目すべき点は、**「これらのコースは、すべてメリーランド大学によって認定されています」** (“These courses are all accredited by the University of Maryland.”) として、米国を離れて日本に滞在する間も大学の単位を取得する機会を提供するものであるとしている点である。メリーランド大学による認定などが大学評議会で審議された形跡がみ

られないことから、新制I.D.は南山大学の教員が授業を担当するものの、大学組織の外に位置づけられたものであったのではないかと推測される。また、一九五〇年代に小牧でメリーランド大学極東部が授業を開講していたことから、⁽⁸²⁾新制I.D.はメリーランド大学極東部と乗り入れる形、ないしはこれを肩代わりするような形でコースを提供したのではないかと考えられるのである。

いまひとつ注目されるのは、コース案内の最後の段落にある、「南山国際学校への参加を歓迎します」(“Welcome you to join our Nanzan International School.”)という一文である。I.D.が再編成されて、ハッツェが担当することになった一九五九年には、同年から翌一九六〇年まで一年弱にわたって南山大学に置かれた、南山国際学校(Nanzan Campus Grade School)⁽⁸³⁾の校長をハッツェとすることや、一般向けの夜間英語コースの運営にハッツェと直井が当たることが決定されている。⁽⁸³⁾こうしたことをふまえてこの一文を解釈するならば、I.D.をはじめ、南山大学が実態として行ってきたにもかかわらず、南山大学の中での位置づけが曖昧な状態にあったこれらの組織が、ハッツェの担当の下に置かれ、それらをNanzan International Schoolと称したのではないかと推測される。⁽⁸⁴⁾

おわりに

ここまで、南山大学I.D.の開設から終焉に至るまでの、主として制度的な側面をめぐる諸問題に焦点を当てて、その変遷を見てきた。

南山大学I.D.や、同様の教育機関として発足した上智大学国際部は、連合国軍による占領および米軍の駐留という、戦後日本の特殊な状況のもとで営まれた、特殊な教育機関であったのは事実であろう。しかしながら、これらの機

関は、日本の高等教育史にとって、より一般性のある重要な意義を秘めている。

上智大学国際部について高祖敏明が論じているように、I.D.を大学開放の一事例とみなすことが、その一つであろう。南山大学I.D.とは、外国人教員や海外留学経験のある日本人教員を多く抱えるという特色を生かして、南山大学が米国軍人などの「正規」の学生ではない人々に対しても、多様な教育機会を提供しようとする試みであった。日本の高等教育においては、今日でこそ、多様な入学試験制度や外国人留学生別科、エクステンション部門、国内外の大学間の編入学制度や単位互換制度といった、多様な学びの形態を保証するような制度的基盤が整えられている。だが、一九五〇年代という時期にあつては、そのような多様な学びの形態は、おそらくほとんど想定外であつたであらう。その意味で、I.D.は、今日的な大学開放の形態を先取りしたものであつたといえよう。

しかし、南山大学I.D.の意義は、単に大学開放の先駆的な事例であるというにはとどまらない。その先駆性ゆえに、I.D.は制度的基盤を欠いたまま、実態のみが先行した形で存在した、言ってみれば、日本の高等教育の中の米国高等教育機関であつた。したがって、I.D.という特殊な教育機関に必然的に生じざるを得なかつた諸問題は、ある意味で、当時の米国の高等教育の状況に照らして、日米の高等教育の狭間に置かれた人々を通じて、当時の日本の高等教育に対して本質的な問いを提起するものであつたといえる。それは、そもそも日本の大学の「課程」とは何か、大学の構成員のうち誰を「学生」と呼びうるのか、何をもつて「単位」や「学位」を取得したとみなすのか、という問いである。これらを制度的に保証するのが、チャーターリング（設置認可）、およびアクレディテーション（資格認可）のシステムである。日本の高等教育とは異なり、米国の高等教育においては、とりわけアクレディテーションが重要な意味を持っている。⁽⁸⁵⁾そのアクレディテーションのシステムが、米国で今日のような形へと確立してくるのは、まさに第二次世界大戦後の時期であつた。この時期、米国では、「退役軍人援護法」施行のもとで、高等教

育機関は多数の非伝統型の学生を抱えるようになるという、大きな変化を経験していたのである。

このように南山大学 I.D. の開設と終焉の過程を見ると、占領下の日本で、アクレディテーション機関として大
学基準協会が設立された背景として、米国の高等教育自体が当時経験していた変化や、米国外に滞在していた軍人
の教育問題の本質に、アクレディテーション問題があったということ、考慮に入れる必要があるのではないだろう
か。⁽⁸⁶⁾そして、「退役軍人援護法」とアクレディテーションとが、密接な関わりを持つものであるという観点から I.D.
を眺めたとき、「退役軍人援護法」は単に退役軍人に関わるもの、単に退役軍人受け入れ機関の認定に関わるもの
であったとのみ、見るべきではない。むしろそれは、米国外の教育機関を、米国の教育機関と同等の教育機関とし
て資格認定する機能を果たしていた、との推論が可能となる。I.D. の「退役軍人援護法」の適用対象機関としての認
定を通知した文書の、次のような一文は、まさにこの推論を裏づけるものであろう。「この決定は、日本の文部省
の監督下にある日本の高等教育機関の一部である南山大学が、アメリカ合衆国の高等教育のうちの資格認定された
機関での、高等教育の課程履修のための入学要件と同等の、学位課程履修のための入学要件を有するという事実
に基づき、なされたものである」(“This determination has been based on the fact that Nanzan University, Nagoya,
Japan, a part of the higher education of Japan under the supervision of the Ministry of Education of Japan, has
entrance requirements for admission to the above courses which are equivalent to the entrance requirements for
admission into courses of higher learning in accredited institutions of higher learning in the United States of
America.”)⁽⁸⁷⁾。

南山大学 I.D. の実態のさらなる解明は、日本高等教育史研究、米国高等教育史研究、およびとりわけ占領期に関わ
る日米高等教育関係史研究に資する作業となるであろう。

- (1) 高祖敏明「新制上智大学の公開講座の再編成
 (一)」「上智大学教育学論集」二四号、一九八九年。
 一・三三頁。
- (2) 木村宗男編『講座日本語と日本語教育一五 日
 本語教育の歴史』明治書院、一九九一年所収の日
 本語教育史年表には、「上智大学日本語集中講座開
 催」が言及されるとともに、同書所収の窪田富男
 「留学生に対する日本語教育」（一八三頁・二一一
 頁）の中では、「私立大学の留学生コース」として、
 「国際部」などの名称が挙げられている。ただし、
 「国際部」を称する機関であっても、上智大学国際
 部と、たとえば早稲田大学国際部のような学生の
 国際交流のための機関である「国際部」とは、性
 格を異にしていたことには注意を要する。早稲田
 大学大学史編集所編『早稲田大学百年史』第五卷、
 一九九七年を参照。
- (3) 犬塚典子『アメリカ連邦政府による大学生経済支
 援政策』東信堂、二〇〇六年、五〇頁。
- (4) 「退役軍人援護法」とは、軍人が除隊後の教育
 訓練の費用や生活費を米国政府が補助することを
 規定した法律であり、G.I. Billの名で知られている。
 南山大学 I.D. は朝鮮戦争に関わる「一九五二年退役
 軍人援護法」の適用を受けたが、上智大学国際部
 は、第二次世界大戦および朝鮮戦争の両方に関わ
 る法律（「一九四四年退役軍人援護法」および「一
 九五二年退役軍人援護法」）の適用を受けていた。
 SOPHIA UNIVERSITY BULLETIN International
 Division, 1954, 南山学園史料室所蔵、を参照。
- (5) 金子忠史『変革期のアメリカ教育—大学編—』
 東信堂、一九八四年、および、前田早苗『アメリ
 カの大学基準成立史研究』東信堂、二〇〇三年。
- (6) 田中征男『戦後改革と大学基準協会の形成』大

学基準協会、一九九五年。

- (7) 一九四九年一月一日付、パッヘから United States Office of Education, Washington D.C. の書簡の草稿、南山学園史料室所蔵。人名の後の「S.V.D.」は神言会員を意味する。なお、この書簡の草稿には、大学レベルの授業のみならず、人類学・民族学の大学院レベルの授業も提供しようとして、大学院コースとしての認定をも求める記述がある。南山大学はこの年（一九四九年）に文学部一学部のみで開学したが、人類学の大学院修士課程が設置されるのは一九五八年のことであり、開学後間もない時期の大学院構想を示す史料としても注目される。

- (8) イタリア人のデルレは、戦前期の帝国大学で英語や英文学を教えた経験があり、知日派として民間情報教育局に起用された人物であった。鈴木英一『日本占領と教育改革』勁草書房、一九八三年、五三頁参照。彼はのちの一九五一年から約三年間

にわたり、南山大学文学部教授を務めた。

- (9) 高祖敏明「新制上智大学の公開講座の再編成(一)」『上智大学教育学論集』二四号、一九八九年、七頁を参照。それによれば、上智大学においてそれまで開講されていた上智大学公開講座のうちの語学講座が、米国退役軍人管理局から「退役軍人援護法」の適用を受けて、一九四九年の春、在日米軍関係者に単位や学位取得を可能とするものとして組織化され、同年秋学期の開始時ころからは「上智大学国際部 (Sophia University International Division)」と命名されている。「南山大学インターナショナル・ディヴィジョン」の名称は、おそらくこれに倣ったものと考えられる。

- (10) 一九四九年一月三〇付、ラッセルよりパッヘ宛の文書、南山学園史料室所蔵。

- (11) “The Parleys Being Held to Open Japanese University in Nagoya to Americans”, *Nagoya Nugget, Nagoya Air Base, Nagoya Japan*, 7

November 1949, 南山学園資料室所蔵。

(12) 一九五三年九月一日付、打ち合せ会のメモ。

南山大学史料室所蔵、I.D./Box5。なお、このメモはその筆跡から、南山大学事務職員瀧田慎吉氏によるものと考えられる。

(13) 一九五三年九月一日付、パッヘから木村太郎宛の文書、南山学園史料室所蔵。I.D.の開設日は

「October」とのみ記されおり、日付はブランクとなっている。

(14) I.D.開設に関する事務的史料は、南山大学史料室所蔵、I.D./Box5。なお、I.D.開設当初は、今川が International Division Secretaryであった。また、猪俣は、一九五三年にアメリカ・カトリック大学で修士号取得後、南山大学に着任した。

(15) ただし、この時期の文学部教授会の議事録は所在が確認できないため、パッヘの発言は裏付けることができていない。

(16) 一九五三年九月二九日開催大学評議会議事録、

「International Divisionの設置について」、南山大

学史料室所蔵。以後I.D.は、一九六二年ごろまで存続したと考えられるが、受講者の成績原簿などの史料からは、米国現役および退役軍人のみならず、その家族や、民間人、聖職者なども在籍していたことが確認できる。

(17) 「Affiliation」をどのように訳すかが大学評議会でも問題になっており、ほぼ一貫して「Affiliation」ないしは「アフィリエーション」と表記されていたことをふまえ、ここでは「Affiliation」の表記を用いることとする。なお、「Affiliation」の性格についてのチャプリツキーの説明では、これが「隷属関係」ではなく「好意的協力」を意味するものであるとして、公式文書に発表する際には訳語に注意する必要があるとされている。一九五六年一月八日開催大学評議会議事録、「米国ワシントン市アメリカ・カトリック大学にAffiliationの申請を行ふことについて」、南山大学史料室所蔵を参照。

- (18) 一九五五年一月二八日付、神言会スカラシッ
 プ・プログラム局長フィッツギボンからチャプリー
 キー宛の書簡で、南山大学での取得単位が米国の
 大学で認められるかどうかについての、チャプリー
 ツキーからの問い合わせに対する回答において、
 アメリカ・カトリック大学と南山大学との
 Affiliationの可能性を探ることが論じられている。
 南山学園史料室所蔵（ただし、チャプリーツキーか
 らの問い合わせの書簡は所在が確認できていな
 い）。この書簡には、Affiliationにかかわる資料が
 チャプリーツキーに別送されることが記述されてお
 り、この書簡と同じファイルにアメリカ・カトリ
 ック大学の資料が保存されている。また、おそら
 く一九五六年のやりとりで送付されたものと思わ
 れる、アメリカ・カトリック大学の Program of
 Affiliation冊子が保存されている（南山大学史料室
 所蔵、I.D./Box7）。
- (19) 一九五六年二月一四日付、スピントよりディフ

- エラーリへの書簡コピー、南山学園史料室所蔵。
- (20) ディフェラーリは、第二次大戦終結後、日本の
 教育改革のために米国より派遣された、アメリカ
 教育使節団のメンバーの一人として、高等教育担
 当の第四委員会に属し、報告書執筆の際には公
 立・私立の機関、機関相互の協力、財政的地位、
 文部省との制度的関係の項目を分担した（土持ゲ
 ーリー法『米国教育使節団の研究』玉川大学出
 版部、一九九一年を参照）。一九五六年当時、彼は
 アメリカ・カトリック大学アフィリエーション・
 エクステンション委員長（Chairman of the
 Committee of Affiliation and Extension, the
 Catholic University of America）であった。また、
 Affiliation問題をめぐって動いていた神言会員の多
 くが、神言会が革命以前に運営していた中国・北
 京輔仁大学に在籍していたことは注目されよう。
 というのも、輔仁大学では一九四六年のごく短期
 間、米国軍人を聴講生として受け入れていたこと

があったためである。『北京師範大学校史 一九〇二・一九八二』一九八二年、北京師範大学出版社、二四六頁参照。なお、神言会員の北京輔仁大学での在職状況については、北京輔仁大学校史編輯委員会編『北京輔仁大学校史 一九二五・一九五二』中国社会科学出版社、二〇〇五年、七五三・七七四頁の附録一「北京輔仁大学院系建制暨領導人名録」を参照。

(21) 一九五六年二月二七日付、フィッツギボンからパツへ宛の書簡、南山学園史料室所蔵。

(22) 一九五六年三月一二日付、パツへからフィッツギボンへの書簡、南山学園史料室所蔵。なお、南山大学の英語版ブリテンの作成は、一九五五年一月二四日開催大学評議会で、パツへより提案され、承認が得られているが、この審議ではアメリカ・カトリック大学とのAffiliationへの言及はなされていらない。一九五五年一月二四日開催大学評議会議事録、"Re: English Version of the Nanzan

University Bulletin", 南山大学史料室所蔵を参照。

(23) 一九五五年一月二八日付、フィッツギボンからチャプリキーへの書簡、前掲。

(24) 質問紙を送った、あるいは質問紙を回収した教員のリスト、および教員から回答の個票が、南山大学史料室、1D\Boxに残されている。なお、ここには、一九五八年一月二九日付の回答一部も残されており、この件に関する問い合わせが複数回にわたって行われた可能性を示唆している。

(25) まとめられた回答の日付は、一九五六年九月二〇日となっている。南山大学史料室所蔵のものには、朱が入っていると同時に、一九五七年や一九五八年のデータを付け加えようとしている様子があり、またこの史料の保存されているファイルが「Affiliation 1958」付されているところを見ると、一九五六年から翌年にかけて動いたAffiliationのみにかかわるものではないとも推測される。

(26) 一九四九年一月三〇日付、米国連邦教育省高

等教育局長ラッセルからパツへ宛の書簡、南山学園史料室所蔵。

(27) 一九五六年九月二二日付の米国 Vocational Rehabilitation and Education Serviceからの「一九五二年退役軍人法 (Public Law 550, 82nd Congress)」に基づくコースの提供の認可の要求にかかわる決定のチャププリツキー宛ての通知 (“DETERMINATION CONCERNING THE REQUEST FOR APPROVAL UNDER THE PROVISION OF PUBLIC LAW 550, 82ND CONGRESS, OF CERTAIN COURSES OF INSTRUCTION OFFERED BY NANZHAN UNIVERSITY, NAGOYA, JAPAN”, オリジナルは南山大学史料室所蔵 (I.D./Box7) に基づく。それによれば、認可申請は一九五六年七月二五日付の書簡でなされており、これは東京の米国大使館で一九五六年八月一日付で米国退役軍人管理局に転送されている。申請時に提出したと考えられる書類のコピーの一部が南山大学史料室に残され

ているが、これらは科目の概要が主であり、それまで I.D. のカタログ作成や Affiliation に関わって収集してきた情報で、十分に対応できる内容となっている。また、七月二五日付の申請で二ヶ月足らずのうちに認可が下りていることから、おそらく手続き自体もそれほど複雑なものではなかったとも考えられる。なお、一九五六年の史料を見る限り、この認可申請が、大学評議会で審議された形跡は見られない。

(28) 一九五六年一〇月八日開催大学評議会議事録、「米国ワシントン市アメリカ・カトリック大学に Affiliation の申請を行ふことについて」、南山大学史料室所蔵。なお、ちょうどこの時期、パツへは休暇を兼ねて一九五六年七月九日より帰独しており (「南山大学二五年譜」。南山大学史料室所蔵)、その間に学長代行となったのが、沼澤副学長であった。

(29) 一九五六年一一月八日開催大学評議会議事録、

「アメリカ・カトリック大学にAffiliationの件申請について」、南山大学史料室所蔵。なお、ここで沼澤副学長が言及した、神言会総本部からパツへおよび南山大学に送付された文書は所在が確認できていないが、一九五七年七月三日付の神言会副総長クロース (H. Kroes, S.V.D.) から沼澤学長への書簡に、一九五六年一〇月一七日付で神言会総本部からI.D.に関する文書が送付されたことが言及されている (南山大学史料室所蔵、I.D./Box7)。この時期、南山の経済学部設立の要求に対して、神言会総本部が否定的な姿勢を見せるなど、それまでの南山大学の拡大路線に総本部からの歯止めがかかるようになっており、Affiliation) に対する総本部の姿勢も、一つにはそのような路線に歯止めをかけるものとして理解することができよう。

(30) 一九五七年一月一八日開催大学評議会臨時会議事録、南山大学史料室所蔵。なお、この会議では、I.D.開設直後にI.D.運営に向けて、チャプリツキー

がパツへにより任命された、学長秘書 (Secretary General) の職が、大学の職制に存在しないということも問題にされている。パツへ学長の更迭については、その大学経営方針が問題とされたと考えられているが、こうした史料からは、I.D.問題もまた、そうした問題の一部を構成していたように思われる。

(31) 「南山大学二五年譜」、南山大学史料室所蔵。

(32) 一九五七年四月八日開催の大学評議会議事録添付資料に、パツへ学長の申し送り事項として詳細に書かれている (南山大学史料室所蔵)。なお、ラルフ・タイケン は、米国での募金活動を通じて南山大学を財政的に支援してきた人物である。

(33) 一九五七年四月一日付、チャプリツキーより大学評議会宛て (沼澤学長経由) の “Raise of status of Nanzan International Division” 南山学園史料室所蔵。なお、この文書は、一九五七年四月八日開催の大学評議会添付資料とされている。

- (34) 一九五七年五月一〇日付および六月一二日付の書簡で、チャプリツキーは神言会総長アロイス・カッペンベルク (Alois Grosse Kappenberg, S.V.D.) に対し、Affiliationの認可を要望している。南山大学史料室所蔵、I.D./Box⁸。
- (35) ローマの神言会総本部が、Affiliationに躊躇した背景には、当時の日本における反核運動、労働争議、米軍基地闘争などが頻発していたという政治的状況があった。例えば、一九五六年九月にはミシガン大学と早稲田大学が提携を結ぼうとしたことに対し、早大生からの反対運動が起こっている〔飛行機予約を取消す 早大問題 ミシガン大学教授』『朝日新聞』一九五六年九月一四日朝刊など〕。Affiliationの手続き延期を伝える一九五六年一〇月三〇日付のデイフェラーリへの書簡の中で、チャプリツキーはこの事件に言及し、Affiliation推進に慎重な姿勢を見せてもいる（一九五六年一〇月三〇日付、チャプリツキーよりデイフェラーリへの書簡、南山学園史料室および南山大学史料室所蔵）。
- (36) 一九五七年六月五日開催大学評議会臨時会議事録、「アメリカ・カトリック大学とのアフィリエーションについて」、南山大学史料室所蔵。
- (37) 一九五七年七月三日付、神言会副総長クロースから沼澤学長宛の書簡、南山大学史料室所蔵、I.D./Box⁹。
- (38) 一九五七年七月一二日付、チャプリツキーからアメリカ・カトリック大学デイフェラーリ宛ての書簡、南山大学史料室所蔵、I.D./Box⁹。
- (39) 一九五七年二月一八日付、チャプリツキーより沼澤学長宛て文書、南山学園史料室所蔵。この文書のタイトルには「Re」と付してあることから、これに関するやりとりは、それ以前からなされていたものと推測される。
- (40) 一九五七年二月二一日付、社会科学部長田中藤一郎より、沼澤副学長宛て文書、南山学園史料室

所蔵。

(41) 瀧田慎吉のメモなど、南山大学史料室所蔵、I.D./Box5。

(42) 一九五七年二月二八日付、沼澤副学長よりチャプリツキー宛て文書。南山学園史料室所蔵。

(43) A氏の社会科学士号(B.S.)は、一九五七年七月二四日付で授与された。学位授与に至る経過を示す史料は、南山学園史料室所蔵。

(44) 一九五七年四月八日開催大学評議会議事録、「インターナショナル・デイヴィジョンに関する再検討について」、南山大学史料室所蔵。なお、この発言中の経済学士号に言及した部分は、A氏問題に関連すると考えられ、A氏問題に関する史料が四月から六月に欠落している部分を補うものとして注目される。なお、上智大学国際部のミラーは米国人であった(S.J.はイエズス会士を意味する)。上智大学国際部が文部省にどのように認められていたかを客観的に示す史料は、現在のところ確認で

きていない。

(45) 同上。なお、I.D.の再検討という議題は、一九五七年四月一日付のチャプリツキーによる評議会宛の要望書をふまえてのことと考えられるが、この評議会に先立ち、沼澤学長はI.D.について、何人かの教員に対して意見聴取を行っている。このうち、I.D.の運営の問題点を指摘した稲垣良典の意見メモは、南山学園史料室所蔵。

(46) 一九五七年五月一日付、学長秘書室起案、学長・木村教授宛て、「委員の委嘱について」、南山学園史料室所蔵。なお、この起案にある委員会構成に至るまでに、文学部長木村太郎の意見が何度も反映されている。ちなみに、この起案には、ハツツエが一六日午後来名の通知があったとメモが記されており、当時東京在住であったハツツエがメンバーに加わっていることが注目される。なお、日華文化研究所は、神言会が北京で経営していた輔仁大学から発行されていた民族学雑誌

*Monumenta Serica*の発行を、輔仁大学の中華人民共和国による接収後に引き継いだ機関である（永井英治「戦後の人類学と南山大学社会科学部人類学科設置の意義」『アカデミア』人文・社会科学編、第八〇号、二〇〇五年、一七二・一七三頁を参照）。

(47) 一九五七年四月二二日付の木村宛の委員委嘱通知案では、「第二部」と表現されている。ここからは、当時その存廃が議論されていた南山大学第二部（夜間部）の取り扱いとの関連性ないしは混同の可能性が考えられる。南山学園史料室所蔵。

(48) 一九五七年四月二二日付、沼澤学長よりハツツエ宛の書簡、および一九五七年四月三〇日付、沼澤学長よりハツツエへの書簡、南山学園史料室所蔵。なお、ハツツエは、一九五八年に南山大学教授に着任している。

(49) 瀧田は出張中、上智大学国際部のミラーや上智大学学長大泉孝（S.J.）に直接面会することができ

なかったが、その他の関係者に状況を尋ね、沼澤学長に報告した（瀧田慎吉作成「復命書」、南山学園史料室所蔵。なお、これには瀧田が七月一日に帰名したと記されていることから、出張は一九五七年六月末のことと推測される）。なお、ミラーと大泉からは、後日書簡で、上智大学国際部の状況が伝えられた。一九五七年七月九日付、上智大学ミラーから瀧田宛の書簡、南山学園史料室所蔵、および一九五七年七月一七日付、上智大学大泉学長より沼澤学長宛の書簡、南山学園史料室所蔵。また、瀧田は、この出張中にハツツエと会い、A氏問題についてのアドバイスを受け、復命書の中でもその内容を伝えている。このときのハツツエのアドバイスは、A氏に学位を授与して早期決着を図るべきというものであり、後日沼澤学長に直接書簡でも伝えられた（一九五七年七月三日付、ハツツエより沼澤学長への書簡、南山学園史料室所蔵）。A氏問題の解決方法は、このアドバイスに

従った可能性が高い。また、このやりとりは、のちに述べるように、ハツツエが一九五九年六月以降、チャプリツキーに代わってI.D.を担当することになる背景とみなされる。なお、南山大学文学部は、一九五七年七月に大学基準協会維持会員となるが、その当時大泉は大学基準協会副会長であった。

(50) 一九五七年八月二〇日付、文部省調査局国際文化課より、南山大学教務課長宛の文書。南山大学史料室所蔵、I.D./Box8。

(51) 一九五七年八月二九日起案、「回答案」、南山大学史料室所蔵、I.D./Box8。その後の文部省からの返信は、この回答が九月三日付でなされたことを示している。なお、この回答案に関連して、その後B氏からは入学願が提出されたものの、どのよう^にに処理したらよいか、教務部長から学長に問い合わせがなされている。これに対する学長の指示は、文部省には決裁案の回答をすぐに出すこと、

改めてすべてのことは九月一七日の会議で決定すること、事務の取り扱いもそのとき考えろというものであった(南山学園史料室所蔵、一九五七年九月二日付、学長秘書室より学長宛のメモ)。

(52) 一九五七年九月四日付、文部省調査局国際文化課より、南山大学教務課長宛の文書。南山大学史料室所蔵、I.D./Box8。なお、()で添付されていた書類とは、一九五七年七月一六日付、チャプリツキーの名で、B氏が南山大学I.D.に「学生」として入学を許可されており、またB氏が以前に南山大学の「学生」であり、その課程を終えるまで継続しようとしている旨書かれているものであった(南山大学史料室所蔵、I.D./Box8)。

(53) 一九五七年九月一二日付、教務部長藤木敦實名の起案、南山大学史料室所蔵、I.D./Box8。この起案には九月一三日に発送済みであるとメモ書きがある。なお、回答案として、このようなI.D.の説明に加えて、聴講生の履修規定は、一般学生と同様

- に履修単位を付与するものの、学部学科所属ではないため卒業資格は認めていない、と記したものが残されているが、これには「廃案」と書かれている（南山大学史料室所蔵、I.D./Box8）。なお、その後、再度B氏が査証申請をしたのか、一九五七年一〇月三日付文学部長木村太郎名によるB氏の一九五八年四月からの入学許可証を添付した、八月二〇日付け文書と同内容の問い合わせが一九五七年一月二九日付で文部省より送られてきている。それに対して一九五七年二月一三日付で、藤木教務部長名で入学方法・入学する学部学科学年・保証人の氏名・職業を回答したことを示す文書が残されている。いずれも南山大学史料室所蔵、I.D./Box8。
- (54) 外国人学生に関する規則案の作成作業は、一九五七年九月上旬以前からすでに着手されていたことを示唆する史料が残されている（年月日不明、「外国人学生に関する規則(案)」、南山学園史料室所蔵）。
- (55) 一九五七年九月一七日開催大学評議会議事録、「International Divisionの教務関係事務の移管について」、および「インターナショナル・ディヴィジョン規程について」、南山大学史料室所蔵。なお、一九五七年一〇月九日開催の学科長会議（文学部学科長会議と思われる）において、外国人学生の取り扱いについて、本学に入学し学位を希望する学生は、学則に従うこととして、外国人向けの特別な授業は行わないことを決定した、とする松風メモが残されている（南山学園史料室所蔵）。
- (56) 一九五七年一〇月二日開催大学評議会議事録、「外国人学生に関する規定案について」、南山大学史料室所蔵。
- (57) 一九五七年一二月二日開催大学評議会議事録、

「外国人学生に関する規定案について」、南山大学史料室所蔵。

(58) 一九五七年一〇月二三日付け、沼澤学長より教務部長宛、I.D.での学士号取得に必要な最低在学年数および履修所要最低単位数の揭示依頼、南山大学史料室所蔵。これは、一〇月二一日開催大学評議会での、最低在学年数は一年、専門科目二四単位で南山を卒業できるとI.D.学生が一般に理解しているとする、直井の発言に関連したものと思われる。

(59) 一九五七年九月一九日に、委員長を文学部長とし、チャプリツキー、文学部長、社会科学学部長、学生部長、教育学科長、教務部長より構成されるインターナショナル・デイヴィジョンの委員会の委員が決定された(南山大学史料室所蔵、I.D./Box8)。なお、この委員委嘱の決裁は九月二四日であったとのメモが、南山大学史料室に保存されている。

(60) 一九五七年一〇月二三日付、藤木教務部長より学長宛、「インターナショナル・デイヴィジョンに関する報告書 写 議事録添付」、および一〇月二四日付「インターナショナル・デイヴィジョンに関する報告書」、南山大学史料室所蔵、I.D./Box8。この内容は英訳されて、十一月一日付でI.D.学生たちに向けてアナウンスされた(“ANNOUNCEMENT Nov. 1, 1957”およびその草稿、南山大学史料室所蔵、I.D./Box8)。なお、この報告書はAnnouncementは、一九五七年一二月二日開催大学評議会の添付資料となっており、直井から説明がなされたが、そこでは米国現役軍人以外の入学志願者は、新入生・編入生を問わずすべて日本人同様に扱う、とされた(一九五七年一二月二日開催大学評議会議事録、「外国人学生に関する規定案について」、南山大学史料室所蔵)。

(61) 一九五七年一二月九日開催大学評議会議事録、「インターナショナル・デイヴィジョン学生取扱内

規について」、南山大学史料室所蔵。

(62) 一九五七年一月から一九五八年にかけてのI.D.運営委員会の議事録が、保存されている。「議事録」綴、南山大学史料室所蔵、I.D./Box8。

(63) 特にA氏の件で、I.D.の運営や手続きに対して批判的であった社会科学部からの反発は強かったように思われる。それを象徴するのが、C氏の卒業に関わる問題である。これは、一九五七年一月四日開催のI.D.委員会です卒業資格を認める判定をした学生のうち、特に成績優秀であったC氏について、その専攻学科の学科長であった直井豊が、「優等生(クム・ラウド)」としての卒業を許可するよう起案し、学長・文学部長・社会科学部長・教務部長・学生部長・チャプリツキー教授の了承印を得たが、後日社会科学部部長はこの了承を取り消している(一九五八年一月三〇日起案、南山大学史料室所蔵、I.D./Box8)。おそらく田中社会科学部長からと思われるが、「cum laude」の付記につい

ての疑義が提起され、藤木教務部長からは、委員会では卒業資格が決定されたのみであり、成績は問題にしておらず、卒業証書の形式はチャプリツキーと直井が相談して印刷を手配したとの報告を受けたが、内容については一切知らない、という回答がなされている(一九五七年二月、南山学園史料室所蔵、C氏の学位記文面タイプ文書、疑問点のメモ添付)。

(64) チャプリツキーが、I.D.に大学院コースを作る計画を米軍関係者と協議していたことを、うかがわせる史料が保存されている。それは、南山大学I.D.が東京エリアで夜間に、あるいは名古屋で週末に、文化人類学の大学院コースを設けようとするものであった。一九五八年二月一八日付、第五空軍ハートン(T/Sgt Virgil V. Harton)よりチャプリツキー宛、および一九五八年五月一四日付、ハートンよりチャプリツキー宛書簡、南山大学史料室所蔵、I.D./Box5。

(65) I.D.運営委員会は、一九五八年二月時点では、

文学部長ヤーン、社会科学部長アントン・レンメルヒルト、教務部長直井豊、学生部長国分敬治、学生の専攻の学科長として鈴木得二および細井次郎、チャプリツキー、各教授のメンバーで構成されていた(一九五八年二月、I.D.運営委員会構成員一覧、南山学園史料室所蔵)。

(66) I.D.運営委員会の一九五九年一月二日開催の通知では、外国人学生の学科履修が議題となつている(一九五九年一月九日付、「インターナショナル・デイヴィジョン運営委員会開催について(通知)」、南山学園史料室所蔵)。この委員会での議論がどのようなものであったのかは議事録が残されておらず不明であるが、その後の経過を見るに、この委員会での議論が、ヤーンをして、一九五九年一月二六日の大学評議会での提案を行わしめる契機となつたのではないかと推測される。大学評議会におけるヤーンの発言では、彼の強い苦悩が

訴えられている(一九五九年一月二六日開催大学評議会議事録、「インターナショナル・デイヴィジョンについて」、南山大学史料室所蔵)。

(67) 一九五九年一月二六日開催大学評議会議事録、「インターナショナル・デイヴィジョンについて」、南山大学史料室所蔵。ヤーンの提案内容については、議事録添付資料を参照。

(68) 同上。なお、一九五九年一月二六日開催大学評議会での沼澤学長の意見は、外国人学生が日本語を学び、正規の学生となるために準備するコースという方向への、I.D.の再編成を要望するものであった。

(69) 一九五九年一月二六日起案一月三〇日施行、「委員会設置について(伺)」学長秘書室起案、学長決裁、南山学園史料室所蔵。これに添付された学長宛の瀧田のメモ(一九五九年一月二九日付)からは、瀧田の進言により、稲垣が委員に加えられるものと推測される。なお、沼澤学長は、一月二

六日開催の大学評議会の席で、I.D.問題解決への協力を拒否する意思を示していたヤーンに対して、委員としての協力依頼を行っている（一九五九年一月三〇日付、沼澤学長よりヤーン宛、南山学園史料室所蔵）。

(70) 年月日不明、委員長ヤーンより、外国人学生に関する研究委員会委員各位宛文書、南山学園史料室所蔵。

(71) 一九五九年二月四日開催、「外国人学生に関する委員会記録」、南山学園史料室所蔵。なお、記録者は、稲垣であった。この議論の中で、当時のI.D.非軍人の学生が、やはり同様に南山大学の正規の学生ではない夏期講習の学生との類比で語られている点が、注目される。

(72) 一九五九年二月六日付、稲垣より学長秘書室宛、「外国人学生に関する研究委員会の活動についての意見」、南山学園史料室所蔵。なお、質問書の試案には、I.D.の全体的評価について（学問的水準・財

政的基礎・大学全体における位置・大学の使命という観点から見たI.D.の必要性と価値）、およびI.D.の過去の実情の調査に基づくその功績と欠陥について（計画・入学許可・授業の実態・採点や証明書・講師給料・授業料・評判）の大きく二項目が挙げられていた。

(73) 南山学園史料室所蔵の、各委員からの回答による。これらによれば、質問書の質問項目は、稲垣の提案を基本的に踏襲した一〇項目から成っていた。

(74) 一九五九年三月一九日開催、「外国人学生に関する研究委員会議事録」、南山学園史料室所蔵。ただし、議事録の一部は欠落している。また、この委員会は、実際には一九五九年六月までは存続していたようである（一九五九年六月二二日開催大学評議会議事録、「外国人学生の取扱いについて」、南山大学史料室所蔵、を参照）。

(75) 一九五九年三月二八日開催大学評議会議事録、

「外国人学生の取扱いについて」、南山大学史料室所蔵。

(76) 一九五九年三月三〇日付、ヤーン名による文書、
“Study-group for the reorganization of the International Division: Suggestion submitted to the President”、南山学園史料室所蔵。

(77) 一九五九年四月から五月にかけての学内の動きは不明である。しかし、一九五九年六月八日には、学長告示で、学長秘書のチャプリツキーの更迭が報告され、六月四日からその後任にハッツェが任命されたことが伝えられた。なお、一九五九年六月一五日の学期終了までは、チャプリツキーが従来の職務を担当すること、およびハッツェに交代後も、学長秘書の担当事務に変更はないと記されている（一九五九年六月八日付、「学長告示五一号 学長室セクレタリ・ゼネラルの更迭」、南山学園史料室所蔵）。

(78) 「外国人学生に関する研究委員会」の誤りでは

ないかと推測される。

(79) 一九五九年六月二二日開催大学評議会議事録、「外国人学生の取扱いについて」、南山大学史料室所蔵。直井の提案については、添付資料を参照。

また、直井からは、I.D.が基本的に対象とする米軍現役軍人は、在学者中には一人もいないことや、一九五九年九月以降の入学許可については、新たな規則も用意していることが、述べられている。

(80) すでにこの時期には、米国現役軍人の受講希望者は非常に限られていたと思われるが、南山大学史料室に所蔵されている受講者の成績原簿などの史料からは、I.D.が一九六二年ごろまで存続していたものと推測される。

(81) このコース案内作成にあたって書かれた原案も、南山大学史料室に保存されている。そこからは、一九六〇年一月ごろから準備されていた様子がかがわれる（南山大学史料室所蔵、I.D./Box5）。

(82) 南山大学史料室に保存されているI.D.受講者の成

績原簿からは、小牧のメリーランド大学極東部で単位取得した者が多かったことが分かる。なお、今日の在日米軍基地においても、メリーランド大学のエクステンション部門である、メリーランド大学ユニバーシティ・カレッジ (University of Maryland University College) がコースを開講している。

(83) 南山国際小学校については、一九五九年一月九日開催大学評議会議事録、「インターナショナル小学校の事務実施オフィスについて」、南山大学史料室所蔵、および夜間英語コースについては、一九五九年一月九日開催大学評議会議事録、「夜間英会話コースの所属並に運営担当者について」、南山大学史料室所蔵、を参照。

(84) なお、I.D.の史料の中に、これらに関する史料が混在して保存されていることは、この推測を裏付けるものである。また、一九六〇年の大学評議会議事録からは、「南山インターナショナル・スク

ール」の構想があったことが推測される。一九六〇年二月五日開催大学評議会議事録、「夏期外国語講座・英語・西語会話講座を包含する『スクール』の構想について」(審議延期)、および一九六〇年二月九日開催大学評議会議事録、「夏期外国語講座・英語・西語会話講座を包含する『スクール』の構想について」(審議延期)、南山大学史料室所蔵。この件に関しては、結局審議はなされなかったものと思われる。

(85) 喜多村和之『大学淘汰の時代』中公新書、一九九〇年、一一六―一五七頁。

(86) 一九四七年五月一二日に行われた第一回大学設立基準設定連合協議会での、民間情報教育局高等教育顧問イールズの講演中、米国の当時の現状をふまえた上で、アクレディテーションの利点として、国内の大学間および日米の大学間での学生の「転校」への言及がなされていることは、注目に値する。大学基準協会年史編さん室編『大学基準協

会五十五年史』財団法人大学基準協会、二〇〇五、
二七二・二八〇頁所収のイールズ講演「大学設立
基準適用について」を参照。

(87) 一九五六年九月一二日付の米国 Vocational
Rehabilitation and Education Serviceからのチャプ
リッキー宛ての通知、南山大学史料室所蔵、
I.D./Box7。

(追記) 本稿の執筆にあたり、上智学院資・史料室の星
島明光氏および京都大学国際交流センターの河合
淳子氏には、貴重な史資料や情報を提供いただき
た。記して感謝したい。なお、本稿は、南山学園
創立七五周年記念誌原稿執筆の過程で得られた知
見を再構成したものである。

The Opening and the Closing of Nanzan University
International Division, 1953-1962:
Essay on the History of the Interrelationship between
Japanese and American Higher Education

HAYASHI Masayo

Abstract

This paper explores the historical implications of Nanzan University International Division (I.D.), 1953-1962, towards the history of the interrelationship between Japanese and American higher education.

I.D. was opened in 1953 as an educational institution for mainly U.S. armed forces personnel stationed around Nagoya district, Japan, who wished to earn college credits before transferring to U.S. higher institutions after finishing their services. Because I.D. was not regulated by Japanese School Education Law of 1947, its administration had many problems, which made it pursue affiliation with the Catholic University of America and approval under the provision of the U.S. Serviceman's Readjustment Act of 1952.

I.D. was closed after having undergone several troubles and reforms as to its students' status, admission, and graduation. In spite of its peculiarity as an educational institution in Japan during the U.S. armed forces' presence, I.D. suggests the G.I. Bills' unknown function to accredit higher institutions outside the U.S. as equivalent to those within the U.S.. It also implies the possible influence of the massive change in American higher education after WWII, on the establishment of the Japanese University Accreditation Association in 1947.